第１章　計画の基本的な考え方

１　計画策定の背景と趣旨

白山市では、女性も男性もすべての市民が、互いにその人権を尊重し、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、平成 29 年３月に「第２次白山市男女共同参画行動計画」を策定し、女性の活躍推進、配偶者等からの暴力（ＤＶ）の根絶、男女共同参画の意識の醸成などの施策に取り組んできました。

令和３年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査（以下「市民意識調査」という。）によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方について反対と回答した人の割合は過半数を超え、固定的な役割分担意識の解消への進展が見られます。

しかしながら、家庭・地域・職場で「男性が優遇されている」と回答した人の割合はそれぞれ 40%前後と高く、意識の変革が日常生活の中で実感できていない状況がうかがえます。

こうした背景には、長年にわたり形成された性別に基づく役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が根強く残っていることが考えられます。

近年、多発する大規模災害や新型コロナウイルス感染症の拡大などの影響を受け、生活や仕事、ＤＶ被害、子育て、介護など日常生活で女性はより深刻な影響を受けています。一方、インターネット等の情報社会が進展し、性別にかかわらず活躍できる機会が増えている中、新しい日常への模索がなされています。また、社会のさまざまな課題を解決するため、SDGｓの目標達成に向けた取組みが求められております。

こうした社会情勢の変化を受け、国においては、令和２年 12 月に「第５次男女共同参画基本計画」が、県においては、令和３年３月に「いしかわ男女共同参画プラン 2021」がそれぞれ策定されました。

本市においても、社会情勢の変化と、国・県の計画が改定されたこと等に伴う新たな課題に対応するため、計画を改定するものです。

2　計画の位置づけ

この計画は、男女共同参画社会基本法第１４条第３項及び白山市男女共同参画推進条例第９条に基づき策定するものです。

本計画には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第６条第２項に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下「女性活躍推進計画 」という。）」及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第２条の３第３項に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「ＤＶ防止基本計画」という。）」の内容を含みます。

また、この計画は、第２次白山市総合計画を上位計画とし、他分野の計画との整合性を考慮したものです。

3　計画の期間

この計画の期間は、令和４年度から令和８年度までの５年間とします。

4　計画の基本理念（白山市男女共同参画推進条例より）

（１）家庭生活における活動と他の活動の両立

（２）社会における制度又は慣行についての配慮

（３）政策等の立案及び決定への共同参画

（４）男女の人権の尊重

（５）国際社会との連携及び協調

5　計画の基本目標

基本目標１　あらゆる分野で男女がともに輝く社会づくり

基本目標２　健康で安全・安心な社会づくり

基本目標３　男女共同参画が進む環境づくり

第２章　施策の展開

施策体系

目標５「ジェンダー平等を実現しよう」は本計画すべてに関連します。

（⑤ジェンダー）

基本目標	基本課題	施策の方向	SDGsのアイコン
１あらゆる分野で男女がともに輝く社会づくり【女性の活躍推進】～女性活躍推進計画～	１－１ 方針決定・政策立案の場への女性参画推進	① 審議会等の女性参画推進	（④教育） （⑧成長・雇用） 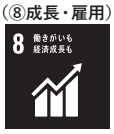 （⑩不平等）
		② 市役所における女性の役職への登用及び職域拡大	
	１－２ 女性の社会進出支援	① 雇用機会均等の促進	
		② 職場における男女共同参画の促進	
		③ 女性の能力発揮・キャリア形成の支援	
	１－３ ワーク・ライフ・バランスの推進	① ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	
		② 男性の家庭・地域活動等への参画支援	
		③ 子育て支援環境の充実	
		④ 介護・福祉環境の充実	
	１－４ 多様な分野における男女共同参画の推進	① 地域における男女共同参画の推進	
		② 防災分野における男女共同参画の推進	
２健康で安全・安心な社会づくり【健康と安全・安心】	２－１ 生涯を通じた健康支援と生活支援	① 生涯を通じた健康づくり支援	（①貧困） （③保健） （⑩不平等） （⑯平和）
		② 妊娠・出産・産後にかかわる女性の健康支援	
		③ 性と健康に関する知識の普及啓発	
		④ 様々な困難を抱える人への生活・自立支援と多様性を尊重する社会づくり	
	２－２ 配偶者等からの暴力の根絶 **～ＤＶ防止基本計画～**	① ＤＶ防止に向けた意識啓発	
		② 相談体制の充実	
		③ 被害者支援の充実	
		④ ＤＶ防止対策にかかわる関係機関との連携強化	
		⑤ 性暴力防止に向けた意識啓発と相談体制の周知	
３男女共同参画が進む環境づくり【意識と理解促進】	３－１ 人権尊重の理念と男女共同参画社会の理解促進	① 男女共同参画意識の啓発と教育	（⑩不平等） （⑪都市） （⑰実施手段）
		② 男女共同参画の研究と情報提供	
		③ 人権尊重の意識の醸成	
	３－２ 男女共同参画の視点による社会制度と慣行の見直し	① 男女共同参画を進める体制づくり	
		② 広報紙・刊行物等における男女共同参画	
		③ 地域活動・まちづくり活動への支援	

エス・ディー・ジーズ
ＳＤＧｓとは

ＳＤＧｓは、2015年9月の国連サミットで採択された、2030年までに持続可能な世界を実現するための17の目標で、すべての人が将来にわたって、平和で豊かな生活を送られるように、環境を守りながら経済も成長し、より良い社会の実現を目指すものです。

SDGs	＝	SUSTAINABLE	DEVELOPMENT	GOALS
		持続可能な	開発	目標

SDGｓで掲げる17の目標を達成させるためには、「経済・社会・環境」分野の総合的な取組みが必要であり、日本政府をはじめ、地方自治体や企業などにおいても、積極的に取り組みを進めています。